

第10 環 境 省

不 当 事 項

役 務 (218)–(220)

- (218) 委託事業の委託先となっている会社において、虚偽の業務日誌を作成して実際には委託事業の業務に全く従事していない者を従事したこととするなどして人件費が算定されていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの
(後掲 401 ページの 8 府省庁の項参照)

- (220) 除去土壌再生利用技術等実証事業の実施に当たり、実証業務等の中止に伴い機器を設置しないこととなったことなどを踏まえて契約額を減額していなかったため、契約額が割高となっていたもの

会計名及び科目	東日本大震災復興特別会計 (組織) 地方環境事務所 (項) 環境保全復興政策費
部 局 等	福島地方環境事務所
契 約 名	令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業
契 約 の 概 要	再生資材を活用するための技術開発を進めることを目的として、実証業務等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合
契 約	令和 4 年 11 月 公募実施後の随意契約
契 約 額	212,300,000 円(令和 6 年 3 月変更後)
割高となっていた契約額	11,473,549 円(令和 5 年度)

1 契約の概要等

福島地方環境事務所(以下「事務所」という。)は、令和 4、5 両年度に、除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合(以下「組合」という。)に、公募実施後の随意契約により「令和 4 年度除去土壌再生利用技術等実証事業」を契約額 212,300,000 円で請け負わせて実施している(本件事業の概要については後掲 372 ページの「除去土壌再生利用技術等実証事業において一度も使用されることなく保管されたままとなっていた機器の有効活用が図られるよう、また、今後実施する除去土壌の再生利用に係る事業において事業の実施に関する調整の見通し等を勘案して、機器等の購入手続の開始時期について十分に検討を行うなどの体制を整備するよう改善させたもの」参照)。

本件事業の契約書によれば、発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して仕様書等を変更することができるとされており、この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約額等を変更するなどしなければならないこととされている。